

会 議 録

□全部記録 ■要点記録

1 会議名	姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画(第3期)懇話会
2 開催日時	令和4年8月31日(水曜日) 14時00分～15時25分
3 開催場所	姫路市総合福祉会館 5階 第2会議室
4 出席者又は欠席者名	委員 高田委員、大森委員、大幸委員、高橋委員、紺谷委員、 稲葉委員、谷口委員 欠席 瓦井委員、鶴田委員 事務局 保健福祉部長ほか6名
5 傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴可、傍聴人0名
6 議題及び報告	(1) 配偶者等からの暴力に関する状況について (2) 計画に掲げる施策の進捗状況等について (3) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について
7 会議の全部内容又は進行記録	詳細については別紙参照

	<p>1 開 会 (14:00)</p> <p>2 挨拶</p> <p>3 委員紹介</p> <p>4 姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画（第3期）懇話会について</p> <p>5 A委員選任</p> <p>6 議 事</p> <p>(1) 配偶者等からの暴力に関する状況について (資料2-1、資料2-2、資料2-3に基づき説明)</p> <p>【質疑応答】</p>
A委員	<p>コロナ禍で、人が集まりにくい状態のなか、基本計画に掲げる研修の実施がなかなか進まないためwebで研修をやっていくということであった。昨年度もこのような話題があったと思う。</p>
G委員	<p>資料2-3の3ページ。(2)相談窓口の周知のうち、DV相談カードの設置場所の増加についてであるが、我々も地域とのつながりを持っており、また、就労支援の関係で企業との連携もあるのでDV相談カードの設置については協力ができると思う。市の依頼文があれば勧めやすいので作成いただければと思う。</p>
A委員	<p>NPOへの調査と言われたが、その調査結果とはどのようなものか。</p>
事務局	<p>NPOへの調査は今回出席されている委員のNPOである。本NPOは、就労支援をされているのでその状況について調査をした。</p>
A委員	<p>その調査で、DVに関連した話はあったのか。</p>
事務局	<p>就労支援を受けられた方のなかに、DVの被害者がおられたと聞いている。</p>
E委員	<p>DVセンターへの相談件数は減少傾向とつつ、300件もあり、まだまだ多い。DV相談カードを見て、相談につながった場合もあると思う。DV相談カードは目に付く場所にあればいいと思う。母子生活支援施設は、DV被害者を保護し、自立に向けて支援していく施設でもある。DV相談があればこういう施設があるということも説明してほしい。施設の充足率が全国的に右肩下がりであり、もっと活用して欲しい。被害者の自立の近道になると考える。</p>
A委員	<p>相談件数は下がっているということだが、全国的には上がっている。内閣府実施のDV相談+（プラス）ができたことが増加の理由であるが、それ以外の相談件数もそれほど下がっておらず、横ばい状態である。県は下がっているかもしれないが、下がっていない地域もある。姫路市の相談件数が下がっていることは、検討課題である。</p>

	(2) 計画に掲げる施策の進捗状況等について (資料3に基づき説明)
A委員	様々な施策に取り組み、その説明がなされているが、取り組んでみてどうだったのか。次はどうするのか。また、変更するのか等が記載されていない。 資料3の2ページ。番号4で「教職員等に対する啓発の推進」で幼稚園教諭や保育士に研修したとのことだが、その反応はどうだったのか。
事務局	受講者に対する独自のアンケート調査は行っていない。職員は研修報告を担当課に提出していると思うので、確認したい。
A委員	研修における評価はPDCAサイクルの観点からも必要であり、講師も次の研修につなげることができると思う。DVは児童虐待とも関連するので、児童虐待と絡めた研修となるのではないかと。DVの早期発見とともに子どもの保護が考えられるので、できれば一般的な話ではなく、職種に関連した話が含まれているとよいと思う。困ったら誰に相談すればよいのかということだけでもあればよいと思う。
事務局	今期の基本計画のなかで、教職員が活用できる啓発冊子の作成を検討している。また、児童虐待があればどのように通報するかは先生方でしっかりと研修されている。教育委員会とも連携し、DVを含め、先生方への周知の方法の検討を進めていく。
F委員	新規採用職員だけでなく、研修を受講できない臨時職員にも研修して欲しい。また、当初に研修を受講しても、DVの事例に関わったことのない教諭もいるため、職員の閲覧する掲示板に動画ファイルを添付し、それを見るような形の研修でもよいので、全員が受講し、アンケートに答えるような機会を作ってもらいと有難い。
B委員	民生委員は11月に改選があり、新任研修にDV研修を入れてもらうことは有難い。
A委員	新任の民生委員だけが研修を受講するのか。継続する民生委員はどうなるのか。
事務局	研修は新任の民生委員だけなので、継続する民生委員にはDVに関する資料等の提供を検討している。
A委員	新任の民生委員は、困れば先輩の民生委員に聞くと思う。同じ知識を持つことで、共通理解を持てると思う。 資料3の3ページ。番号6「関係機関によるネットワークの充実」で中播磨地域DV相談ネットワーク会議への参画とあるが、姫路市としては何か会議での議題を持っているのか。
事務局	まだ先の話であり、会議開催までに検討する。
A委員	何か目玉になる、困っていることなどを議題にすればよいと思う。
F委員	今回配布された冊子「ひとり親家庭応援ハンドブック」は学校に送っていただいているが、このように立派な冊子でなくてもいいので、全生徒に渡せるものがある

	<p>ればよいと思う。デリケートなことなので、渡したい保護者がいても、その方にだけ渡しにくい。DVセンター等につなげるきっかけとなる一枚物のパンフレットでよいと思うので作成してはどうか。パンフレットを見て、こういう冊子が学校にありますと分かればよい。子どもがパンフレットをもらってくることで、お母さんがDVを受けていることに気づくことがある。</p>
事務局	<p>現在、この冊子は庁内の関係機関や児童センター、市内の保育所や小、中学校、市立高校等に配布している。このような冊子があることを先生方に知っていただき、冊子を必要とする保護者に教えていただきたい。HPにもPDFで掲載しているので利用していただきたい。必要な情報にたどり着けるように今後も工夫していく。</p>
A委員	<p>相談者の年代は30代、40代が多く、そういう意味では学校の親世代である。冊子はひとり親家庭の親に渡すだけでなく、これからどうしようかと考えている人や、母子家庭を理解してもらうために活用してもらいたい。この冊子は該当者を理解するための情報が満載であり、冊子名の「家庭応援」が素敵だと思うのでこれからも頑張してほしい。パンフレットには、DVセンターのことも掲載があるのか。</p>
事務局	<p>8ページに掲載しており、HPを確認できるよう二次元コードも掲載している。</p>
A委員	<p>面会交流支援の記載もある。面会交流には課題も多く、掲載は理解できる。中播磨地域DV相談ネットワーク会議の議題でも共有してほしい。</p>
G委員	<p>資料3の4ページ。番号13「他都市の相談体制の調査・研究」とあるが、どこの自治体を調査対象と考えているのか。</p>
事務局	<p>中核市等の姫路市と人口規模、相談件数が近い自治体を調査対象とする予定である。</p>
G委員	<p>資料2-3の17ページ。「DV防止や被害者への支援の調査・研究」で「住まいや就労等を一体的に提供できる仕組みについては参考となる他都市の事例が見当たらなかった。」とある。</p>
A委員	<p>尼崎市が市営住宅を何年か後に壊すので、それまでの期間は安価で賃貸するという施策を実施しているので調べてみてはどうか。また、神戸市でウィメンズネット・こうべも事業を実施している。</p>
事務局	<p>全国的な話でもあるが、都市局が所管している、いわゆる賃貸の空き家住宅が増えるなか、困窮されている方に安価で賃貸する取り組みを行っていると思うので、都市局との連携も検討していきたい。</p>
A委員	<p>ずっと暮らすのか、一時的に暮らすのか、最終的には自立しないといけないので、生活支援も大事である。</p>
E委員	<p>DV被害を受けて、ようやく母子生活支援施設にたどり着いたという方もおられる。そのなかで、最近では養育能力が低く、また、知的障害をお持ちの方もおられる。住まいがあるから大丈夫とは言えない。</p>

A 委員	お金の管理ができない方もおられる。小学校の保護者にもいるのではないか。
F 委員	配布したプリントをきちんと読めない保護者もおられる。
G 委員	情報提供となるが、住宅支援については、大阪府四条畷市が就職氷河期世代の方に住まいを提供しながら、就職支援をするという事業がある。仕組みとしてはDV被害者への自立支援に近いと思う。
E 委員	他都市の施設からの相談であるが、施設に入っている被害者が加害者に追跡されたという事例があった。新規、拡充の施策にだけ力を入れるのではなく、DV被害者の個人情報が漏れることがないように対応してほしい。
事務局	被害者支援の充実に努めるとともに、個人情報の管理は基本中の基本なので、しっかりと取り組んでいく。
D 委員	資料3の4ページ。番号11「メールやSNS等を活用した相談受付の検討」の進捗状況のなかで県との情報共有を行うと記載しているが、県はどのようなことを行っているのか。
事務局	県の基本計画にもSNS等を活用した広報の充実が掲げられている。今後、動きがあれば情報共有したいと伝えている。なお、本市のHPには、お問い合わせフォームを設定しており、何か質問があれば、このフォームを通じてDVセンターに届くことになっている。昨年度は2件の質問があった。メールの内容だけでは回答できなかったので、DVセンターの業務時間内に連絡をくださるように返信した。
D 委員	スマートフォンなどの活用にもつなげていただきたい。
A 委員	SNS等を活用した相談を実施している団体はあるのか。
事務局	大阪市、横浜市がSNS等を活用した相談に積極的なので、今後、ヒアリングを実施したい。
A 委員	婦人相談員として、相談を受けるなかで、何か問題はないか。
事務局	E委員より発言もあったが、相談者の養育能力が低く、知的、精神的に問題を抱えておられる方が増えていると感じている。住まいも必要だが、特性のある方も少なからずおられるので、その対応をどうすればよいのかと思う。60代、70代の相談者には、別の支援が必要な方もおられる。また、DVもあるが、60代、70代の母に対する息子の暴力もある。令和4年度からそのような傾向が見えてきており、新たな課題が出てきたと感じている。
F 委員	現在の学校は比較的穏やかな地域にあるが、この2、3年で保護者も変わってきており、色々な問題を抱えておられる。学校側としても精一杯やらせてもらうが、これまで学校のなかだけで収まっていたことが収まらなくなっていると感じる。また、こども家庭総合支援室によく相談するが担当者が別件対応中ということがよくある。市の職員も大変だなと思っている。市が様々な施策を実施してくれることは有難い。

A委員	DV被害者が弁護士につながることはあるのか。
D委員	特別な支援が必要な方の相談はある。
事務局	婦人相談員から困難な問題が増えているという話があったが、資料3の4ページ。番号13「他都市の相談体制の調査・研究」は、相談体制を調査するなかで、困難事例に婦人相談員がどのように対応すればよいのか。婦人相談員を守る、頑張ってもらうことも必要であり、そういう意味で、どういう相談体制が必要であるか検討していく。また、接近禁止命令の話があったが、同じような経験をしたことがあるが、警察から心強いサポートをしていただいた記憶がある。関係機関の連携は大切だと思うので、しっかり連携していきたい。
A委員	何の相談もなく、自分で逃げることができるのは、それだけの情報がHP上にも掲載されているからだと考える。リスクの高い、困難な状況のより深い人たちが支援を求めてくる時代になったということを感じ、5年ぐらい前から感じる。そうなる1機関だけではできない。例えば、老人ホームの入所となれば、老人ホームの職員にもDVについて知っておいてもらわないといけない。また、学校の先生も同じである。様々な機関との連携ができていないと、自分も守れないし、対象者も守れないということになる。様々な機関での研修が非常に重要になってくる。他都市も同じような状況なので、ネットワーク会議を通じ、現場の人々が困らない支援のネットワークができればよいと思う。
C委員	主任児童委員のなかで、ヤングケアラーの研修をすることになっているが、DVとなるとまだまだ知識がない。このDV相談カードは女性用トイレなどで見かけるがよく考えられていると思う。財布に入れられる大きさでよい。なお、基本計画はどこに配られているのか。
事務局	支所、出張所や図書館等に配布している。HPにも掲載しており、印刷もできるようにしている。
B委員	新任の民生委員は知識がない者もいると思うので、新任研修でDV研修を実施することはよいことだと思う。
A委員	ヤングケアラーになるということは、DVが関係していることもあると思う。家庭の日常生活での児童虐待やヤングケアラーもお互いに絡み合っているため、研修のなかでこの関係性を知らせることが大切だと思う。DV、ヤングケアラーを別々にすると横のつながりが見えなくなる。このDV基本計画を見ていると、男女共同参画推進センターが担当する部分があると思うが、担当者はこの懇話会に出席しているのか。
事務局	男女共同参画推進課から出席している。男女共同参画推進課が啓発部分を担当し、男女共同参画推進センターがセミナーや講座を実施している。
	<p>7 報 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について (資料4に基づき説明)
A委員	民間団体という部分は、母子支援施設も関連するか。

E委員	関連すると思う。
A委員	アウトリーチといえば、来てもらうだけでなく、こちらから行きますという分野になる。支援と同時に相談というソフトの部分は外部から経験豊かな相談員により、来なさいから、行きましょうという形となる。これまで経験を積んだ相談員だからこそ心理的なケアを十分理解したうえで対応できる。
D委員	この法律は、厚生労働省が所管であるが、市の所管はどこになるのか。
事務局	今のところ、決まっていない状態である。今後、検討していく。
D委員	色々なことにきめ細かに対応していかないといけない。法律が変わるたびに、対応していくことは大変だと思う。
A委員	<p>子ども家庭庁との関係もあり、支援の広がりがあると思う。今後、計画の策定等もあると思うので、委員の皆様もこういったことがあることを考えて情報があれば提供してください。</p> <p>その他、質問等はあるか。</p> <p><質問なし></p> <p>終了（15：25）</p>